

諮詢庁：外務大臣

諮詢日：平成30年11月26日（平成30年（行情）諮詢第525号及び同第526号）

答申日：令和2年3月23日（令和元年度（行情）答申第629号及び同第630号）

事件名：特定番号の開示決定で特定された文書をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書の不開示決定（不存在）に関する件

特定番号の開示決定で特定された文書をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、平成30年10月30日付け情報公開第01311号及び同第01312号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」と「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書1（平成30年（行情）諮詢第525号）

特定文書番号（以下「別件開示決定」という。）で特定された文書番号4が行政文書ファイルにつづられることなく、単独で保存されていたとは考えづらいので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

（2）審査請求書2（平成30年（行情）諮詢第526号）

別件開示決定で特定された文書番号5が行政文書ファイルにつづられることなく、単独で保存されていたとは考えづらいので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 謝問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、平成30年8月31日付けで受理した審査請求人からの各開示請求に対し、いずれも法10条に基づく開示決定期限の延長を行った後、

不開示（不存在）とする原処分を行った。

これに対し審査請求人は、いずれも平成30年11月3日付で、原処分の取消しを求める旨の各審査請求（以下、併せて「本件審査請求」という。）を行った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、「別件開示決定で特定された文書番号4をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書全て。」及び「別件開示決定で特定された文書番号5をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書全て。」であるが、外務省では該当する行政文書ファイルを作成・取得していないため、不開示（不存在）とする決定を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、上記2（1）及び（2）のとおり主張し、原処分の取消しを求めている。しかし、本件対象文書は、各開示請求を受けた時点で、単独で保存されており、行政文書ファイルという形でつづられていない。したがって、審査請求人の主張には理由がない。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| ① 平成30年11月26日 | 諮問の受理（平成30年（行情）諮問第525号及び同第526号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受（同上） |
| ③ 令和2年2月21日 | 審議（同上） |
| ④ 同年3月18日 | 平成30年（行情）諮問第525号及び同第526号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- （1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件各開示請求は、別件開示決定に係る開示決定通知書の別紙であ

る開示請求対象行政文書一覧表の文書番号 4 及び文書番号 5 に記載の各文書がつづられている行政文書ファイルにそれぞれつづられている他の文書全ての開示を求めるものと解した。

イ 上記アにいう文書番号 4 及び文書番号 5 に記載の各文書は、それぞれ「事前協議制度の概要」（以下「別件対象文書 1」という。）、「「戦闘作戦行動」関連（政府統一見解）（昭和 47 年 6 月 7 日衆・沖北特委）」（以下「別件対象文書 2」といい、別件対象文書 1 と併せて、以下「別件対象文書」という。）であり、いずれも担当部局において、業務の参考資料として平成 28 年ないし平成 29 年の間に作成されたものである。

別件対象文書は、その用途に鑑み、単独で管理することが公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）5 条 2 項の「能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資する」方途と考え、本件各開示請求時点では、単独で管理されていたものである。

ウ 別件対象文書が作成された当時に有効であった外務省行政文書管理規則（平成 27 年 4 月 1 日改正。以下「規則」という。）13 条において、文書管理者は、規則の別表第 1 に基づき標準文書保存期間基準を定め、保存期間の設定については同基準に従い、公文書管理法 2 条 6 項にいう歴史公文書等（歴史資料として重要な公文書その他の文書）に該当する行政文書は、1 年以上の保存期間を定めるものと規定されている。別件対象文書は、業務の参考資料として短期的に使用することを前提として作成されたものであるため、歴史公文書等に該当する性質のものではなく、これを作成した担当部局の上記基準において保存期間が定められた類型の行政文書にも該当しないことから、保存期間は 1 年未満と設定したものである。

また、公文書管理法 7 条 1 項ただし書は、行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の行政文書ファイル管理簿への記載について、公文書等の管理に関する法律施行令 12 条で定める期間（1 年）未満の保存期間が設定された行政文書ファイル等については、この限りでないと定めているので、保存期間が 1 年未満である別件対象文書については、行政文書ファイル管理簿に登録していない。

なお、別件対象文書 2 は、別件開示決定に係る開示請求の時点（平成 30 年 6 月）で既に保存期間が満了していたが、同時点では廃棄されておらず、保存されていたものである。

エ 別件対象文書は、上記イのとおり、単独で管理されており、上記ウのとおり、これをつづった行政文書ファイルは存在しないことから、

「当該ファイルにつづられている他の文書」（本件対象文書）なるものも存在しない。

(2) 本件各開示請求時点で別件対象文書はいずれも単独で管理されており、これをつづった行政文書ファイルは存在しないなどとする上記(1)の諮詢庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子、委員 佐藤郁美、委員 中川丈久

別紙

文書1 特定文書番号で特定された文書番号4をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書全て

文書2 特定文書番号で特定された文書番号5をつづっている行政文書ファイルにつづられている他の文書全て